

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人東京医科歯科大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人評価委員会が行う本学の業務の実績に関する評価の結果及び役員としての職務実績を総合的に勘案して、役員に支給する期末特別手当を増額または減額する。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

調整手当支給率割合を17%から18%に1%引き上げた。

理事

調整手当支給率割合を17%から18%に1%引き上げた。

理事(非常勤)

改定なし

監事

調整手当支給率割合を17%から18%に1%引き上げた。

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 20,619	千円 12,744	千円 5,357	千円 2,293 (調整手当) 223 (通勤手当)			※
A理事	千円 14,467	千円 8,704	千円 4,025	千円 1,566 (調整手当) 171 (通勤手当)			◇
B理事	千円 16,682	千円 10,072	千円 4,658	千円 1,812 (調整手当) 139 (通勤手当)			
C理事	千円 16,567	千円 10,072	千円 4,658	千円 1,812 (調整手当) 24 (通勤手当)			
D理事	千円 16,689	千円 10,072	千円 4,658	千円 1,812 (調整手当) 146 (通勤手当)			

E理事	千円 16,724	千円 10,072	千円 4,658	千円 1,812 181 (調整手当) (通勤手当)			
A監事	千円 12,865	千円 7,820	千円 3,288	千円 1,407 349 (調整手当) (通勤手当)		H23.3.31	*
B監事 (非常勤)	千円 2,400	千円 2,400	千円 ()				

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額必ずしも一致しない。

3 役員退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当なし	
理事	千円	年	月			該当なし	
監事A	千円 2,929	年 3	月 0	H23.3.31	1	H20.4.1~H23.3.31(3年) 学長が業績評価「1」と決定され、役員退職手当規則第4条により、 $651,000 \times 0.125 \times 36 \times (1.0)$ の算式で決定された。	*

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、本学で決定された当初予算の範囲内で人件費を効率的に運用するため、全学的な視点から人件費管理を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

給与法に定める職種に応じた俸給表を参考として、毎年的人事院勧告を考慮し、決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

個人評価の結果を基礎資料とした職員の労働成績に応じ、昇給、昇格、降格及び勤勉手当における支給割合の増減を行う。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の労働成績に応じて支給割合を決定する。(国家公務員の給与制度と同様)
昇給	労働成績に応じ、5段階の区分に分け、0～8号給以上の区分の範囲内で労働成績に応じ昇給させる。(国家公務員の給与制度と同様)
昇格・降格	昇格:特に労働成績が優秀で、かつ本学が定める必要経歴年数又は必要在級年数を有している者は、上位の職務の級に決定することが出来る。(国家公務員の給与制度と同様) 降格:労働成績が不良な場合は下位の級に決定することが出来る。 (国家公務員の給与制度と同様)

ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

【平成22年4月1日より改定】

・調整手当支給率割合を17%から18%に1%引き上げた。

【平成22年12月1日より改定】

・55歳を超える職員(一般職(一)5級相当以下の職員を除く)の本給等及び管理職手当の支給額を1.5%引き下げた。

・中高年齢層(40歳台以上)が受ける本給月額を平均0.1%引き下げ、指定職本給表については0.2%引き下げた。

・期末勤勉手当の12月期支給率を、一般職員等は0.2月分、指定職員等は0.15月分引き下げた。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 1441	歳 41.9	千円 7,035	千円 5,296	千円 126	千円 1,739
事務・技術	人 246	歳 41.9	千円 6,184	千円 4,684	千円 166	千円 1,500
医療職種 (病院看護師)	人 487	歳 35.5	千円 5,248	千円 3,972	千円 91	千円 1,276
教育職種 (大学教員)	人 563	歳 47.7	千円 9,276	千円 6,945	千円 127	千円 2,331
技能・労務職種	人 3	歳 57.5	千円 6,194	千円 4,687	千円 247	千円 1,507
医療職種 (病院医療技術職員)	人 142	歳 40.4	千円 5,768	千円 4,368	千円 165	千円 1,400

※医療職員(病院医師)については、該当無しのため欄を省略する。

※常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

※在外職員については、該当無しのため表を省略する。

※任期付職員については、該当無しのため表を省略する。

再任用職員	人 7	歳 61.9	千円 5,318	千円 4,232	千円 173	千円 1,086
事務・技術	人 3	歳 62.2	千円 4,960	千円 3,986	千円 224	千円 974
医療職種 (病院看護師)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医療技術職員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

※教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)については、該当無しのため欄を省略する。

※再任用職員の医療職種(病院看護師)、技能・労務職種、医療職種(病院医療技術職員)については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

非常勤職員	人 100	歳 34.5	千円 4,433	千円 3,418	千円 151	千円 1,015
事務・技術	人 42	歳 35.2	千円 3,515	千円 2,717	千円 168	千円 798
医療職種 (病院看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 20	歳 39	千円 7,067	千円 5,425	千円 119	千円 1,642
技能・労務職種	人 3	歳 36.5	千円 3,846	千円 3,000	千円 259	千円 846
医療職種 (病院医療技術職員)	人 34	歳 30.3	千円 4,030	千円 3,112	千円 141	千円 918

※医療職種(病院医師)については、該当無しのため欄を省略する。

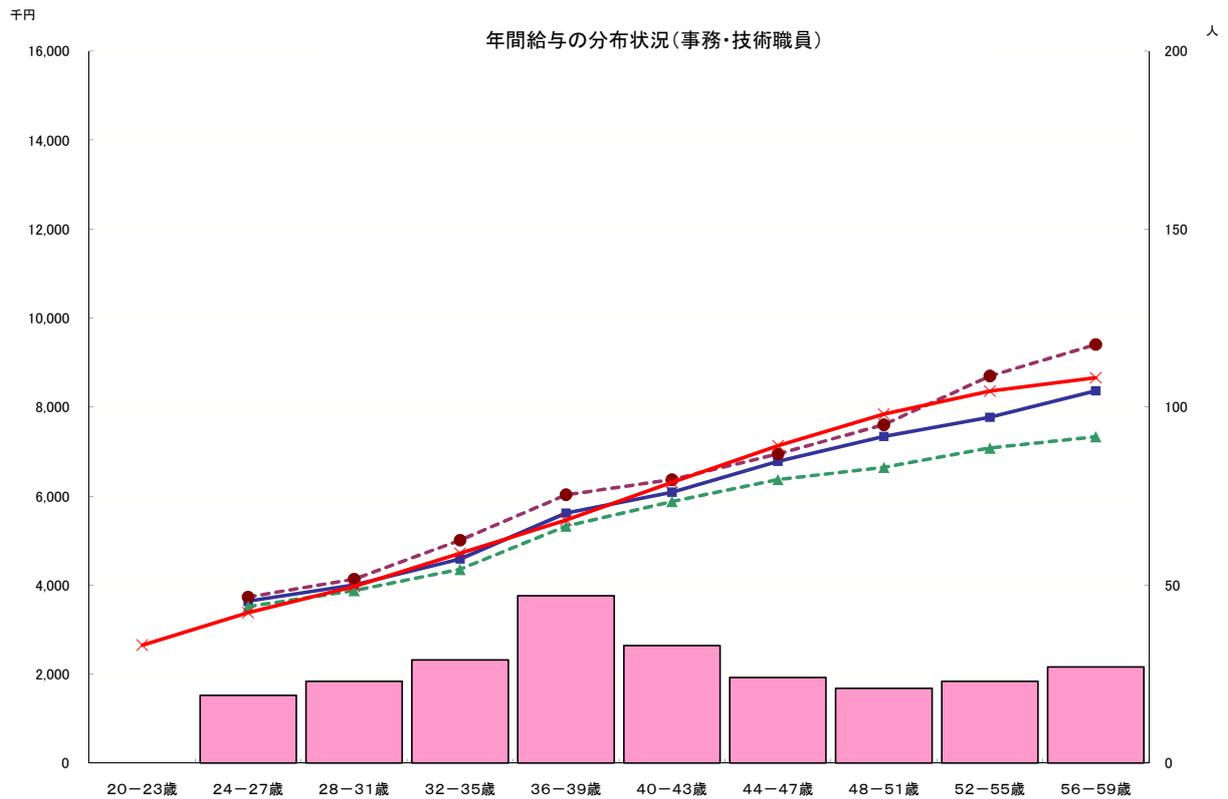
※非常勤職員の医療職種(病院看護師)については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

年俸制適用者	人 45	歳 42.2	千円 8,597	千円 8,597	千円 122	千円 0
教育職種 (大学教員)	人 45	歳 42.2	千円 8,597	千円 8,597	千円 122	千円 0

※事務・技術、医療職種(病院医師)、医療職種(看護師)については、該当無しのため欄を省略する。

※在外職員、任期付職員、再任用職員、非常勤職員の区分については、該当無しのため表を省略する。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

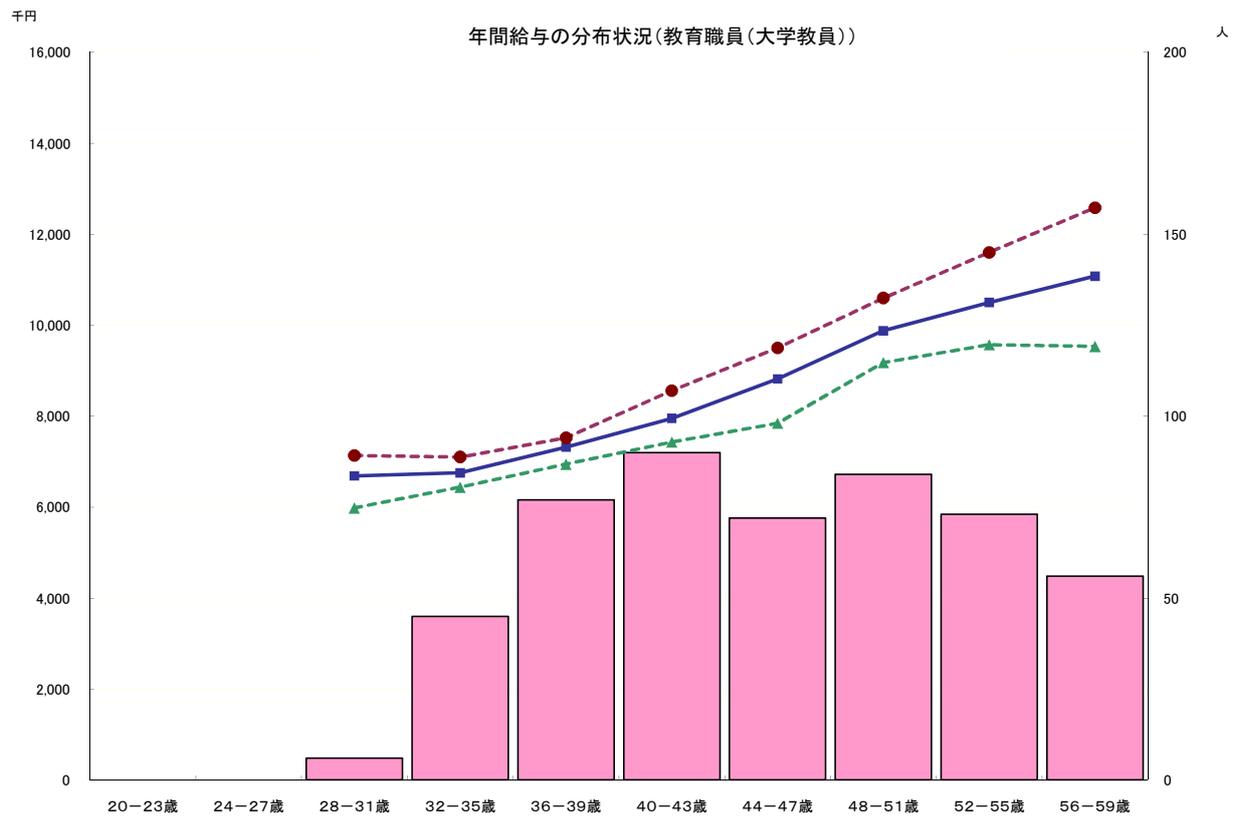


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

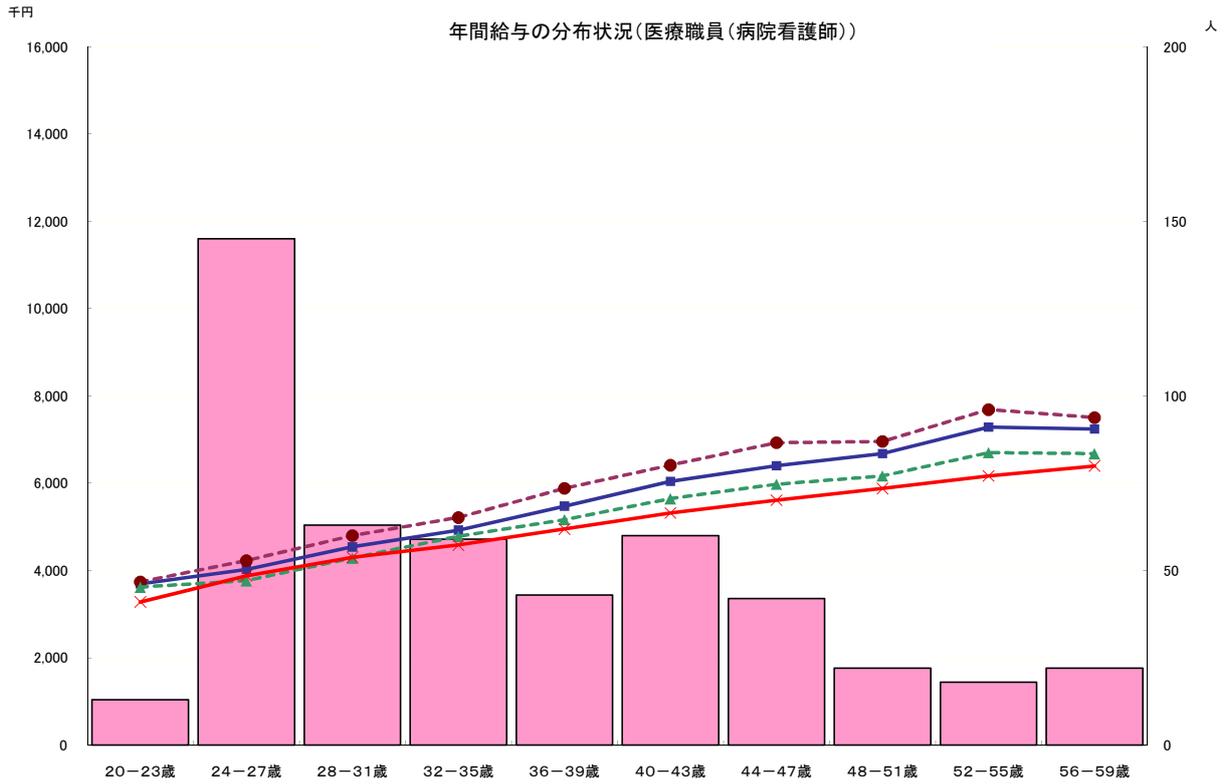
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位		
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位	
			千円		千円		千円	
部長	4	53.3	-	-	10,111	-	-	-
課長	22	55.3	8,697	9,447	8,988	8,988	9,447	9,447
課長補佐	25	52.4	7,351	7,933	7,655	7,655	7,933	7,933
係長	107	42.8	5,752	6,491	6,117	6,117	6,491	6,491
主任	20	41.9	4,626	6,371	5,605	5,605	6,371	6,371
係員	68	31.6	3,729	4,410	4,182	4,182	4,410	4,410

※部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		第3分位	千円
教授	138	55.5	11,069	千円	11,926	千円	12,626
准教授	111	50.5	9,152	千円	9,580	千円	10,142
講師	86	48.7	8,621	千円	9,013	千円	9,447
助教	228	41.4	6,872	千円	7,308	千円	7,710



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
看護部長	2		-	-	-	-	-
副看護部長	4	52.3	-	-	8,036	-	-
看護師長	31	48.4	6,975	7,454	7,278	7,454	7,454
副看護師長	64	43.3	5,897	6,697	6,317	6,697	6,697
看護師	386	32.9	3,952	5,270	4,744	5,270	5,270

※看護部長の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

※副看護部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③

職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

【事務・技術職員】

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		係員	主任係員	専門職員係長主任	課長補佐専門員主任専門職員専門職員、係長	課長、事務長室長 課長補佐、専門員主任専門職員	課長事務長室長	部長次長	事務局長部長次長	事務局長	学長が定める職
人員(割合)	246	23 (9.3%)	52 (21.1%)	115 (46.7%)	23 (9.3%)	21 (8.5%)	10 (4.1%)	2 (0.8%)	0 (%)	0 (%)	0 (%)
年齢(最高～最低)		28 24	56 28	59 34	59 46	59 50	59 47	?	?	?	?
所定内給与年額(最高～最低)		3,037 2,511	4,550 2,857	5,735 3,431	6,085 5,039	7,290 5,599	7,643 7,090	?	?	?	?
年間給与額(最高～最低)		3,940 3,344	5,896 3,805	7,553 4,600	8,249 6,920	9,490 7,602	10,176 9,339	?	?	?	?

※7級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

【教育職員(大学教員)】

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位			助教	講師	准教授	教授	学長が定める職
人員(割合)	563	0 (0%)	228 (40.5%)	86 (15.3%)	111 (19.7%)	138 (24.5%)	0 (0%)
年齢(最高～最低)		?	63 30	64 36	64 35	64 42	?
所定内給与年額(最高～最低)		?	6,556 4,158	7,560 5,531	8,365 5,296	11,281 6,024	?
年間給与額(最高～最低)		?	8,580 5,560	10,191 7,307	11,107 7,102	15,204 8,235	?

【医療職員(病院看護師)】

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位			看護師	副看護師長	看護師長 副看護師長	看護部長 副看護部長	看護部長	看護部長
人員(割合)	487	0 (0%)	386 (79.3%)	65 (13.3%)	31 (6.4%)	4 (0.8%)	1 (0.2%)	0 (0%)
年齢(最高～最低)		?	59 22	57 31	59 41	58 51	?	?
所定内給与年額(最高～最低)		?	5,625 2,647	5,973 3,798	6,362 4,885	6,776 5,570	?	?
年間給与額(最高～最低)		?	7,499 3,495	7,896 5,162	8,725 6,733	9,230 7,776	?	?

※6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④

賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

【事務・技術職員】

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.4	% 66.8	% 65.1
	査定支給分(勤勉相当)	% 36.6	% 33.2	% 34.9
	最高～最低	% 48.3～33.1	% 46.1～29.8	% 46.6～31.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64	% 68.2	% 66.1
	査定支給分(勤勉相当)	% 36	% 31.8	% 33.9
	最高～最低	% 42.1～32.1	% 39.0～28.9	% 40.5～30.5

【教育職員(大学教員)】

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 59.5	% 63.7	% 61.6
	査定支給分(勤勉相当)	% 40.5	% 36.3	% 38.4
	最高～最低	% 49.4～34.1	% 41.3～30.4	% 45.3～32.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64	% 68.1	% 66
	査定支給分(勤勉相当)	% 36	% 31.9	% 34
	最高～最低	% 49.3～30.4	% 40.9～29.3	% 45.3～30.8

【医療職員(病院看護師)】

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 55.3	% 60.5	% 57.9
	査定支給分(勤勉相当)	% 44.7	% 39.5	% 42.1
	最高～最低	% 50.1～39.0	% 41.6～35.7	% 46.0～37.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63	% 67.2	% 65.1
	査定支給分(勤勉相当)	% 37	% 32.8	% 34.9
	最高～最低	% 43.9～32.1	% 40.8～28.9	% 42.4～30.5

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

【事務・技術職員】

対国家公務員(行政職(一))	97.5
対他の国立大学法人等(事務・技術職員)	111.6

【教育職員(大学教員)】

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))	107.6
------------------------	-------

【医療職員(病院看護師)】

対国家公務員(医療職(三))	109.4
対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師))	110.7

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

-

-

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 97.5		
	参考	地域勘案	85.6
		学歴勘案	96.8
		地域・学歴勘案	85.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考える。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 (平成22年度予算) 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 36.2% 国からの財政支出額16,003百万円(運営費交付金)、774百万円(施設整備費補助金等)、1,444百万円(補助金等収入) 支出予算の総額 50,389百万円 【検証結果】 適切である。		
講ずる措置	今後も国家公務員の給与水準等を考慮し、適切な水準の維持に努める。		

○医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 109.4		
	参考	地域勘案	100.7
		学歴勘案	107.9
		地域・学歴勘案	103.3
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<ul style="list-style-type: none"> 調整手当(地域手当)の支給割合が一律18%の本学と、様々な支給割合の国家公務員と比較しているため、対国家公務員指数が高くなっているものと考えられる。 平成22年国家公務員給与等実態調査の公務員の適用俸給表別、性別、最終学歴別人員の俸給表医(三)による最終学歴が、大卒3.6%、短大卒84.3%、高卒12.1%であるのに対し、本学は、大卒41.1%、短大卒58.9%、高卒0%であり、国と比べて初任給決定基準学歴が高いため、対国家公務員指数が高くなっているものと考えられる。 平成22年国家公務員給与等実態調査の公務員の適用俸給表別、級別(最終学歴別)人員の俸給表医(三)によると、国家公務員の1級(准看護師)の構成割合が12.7%と、本学の構成割合の0%と比較して著しく高い。この1級職員の構成比の違いにより、対国家公務員指数が高くなっているものと考えられる。 <p>【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考える。</p>		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 (平成22年度予算) 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 36.2% 国からの財政支出額16,003百万円(運営費交付金)、774百万円(施設整備費補助金等)、1,444百万円(補助金等収入) 支出予算の総額 50,389百万円 【検証結果】 適切である。		
講ずる措置	今後も国家公務員の給与水準等を考慮し、適切な水準の維持に努める。		

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

104.7

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成22年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

(なお、平成19年度までは教育職員(大学職員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。)

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	11,633,007	11,944,030	▲ 311,023	(▲2.6%)	—	—
退職手当支給額 (B)	750,937	830,738	▲ 79,801	(▲9.6%)	—	—
非常勤役職員等給与 (C)	6,940,471	6,444,612	495,859	(7.7%)	—	—
福利厚生費 (D)	2,200,615	2,082,135	118,480	(5.7%)	—	—
最広義人件費 (A+B+C+D)	21,525,031	21,301,515	223,516	(1.0%)	—	—

※「非常勤役職員等給与」において、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

①「給与、報酬等支給総額」について

調整手当支給率の変動(17%→18%)により増加したが、期末勤勉手当の支給月数の減少や本給月額及びその調整額の引き下げ、定年退職者を再任用すること及び欠員増加により減少したため、結果として約3億1千万円(2.6%)減少した。

「最広義人件費」について

「給与、報酬等支給総額」や「退職手当支給額」の減少があったが、「非常勤役職員等給与」の医療職員の増加により、1.0%増加した。

②人件費削減の取組状況

i) 中期目標において『「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日)において、示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う』こととしている。

ii) 中期計画において『総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成22年度まで概ね5%の人件費の削減を図る』こととしている。

iii) 人件費削減取組の進捗状況(下記の表参照)

【主務大臣の検証結果】

5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	12,687,391	12,297,335	12,362,918	12,305,779	11,944,030	11,633,007
人件費削減率 (%)		▲ 3.1	▲ 2.6	▲ 3.0	▲ 5.9	▲ 8.3
人件費削減率(補正值) (%)		▲ 3.1	▲ 3.3	▲ 3.0	▲ 4.2	▲ 5.1

※「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%である。

※基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし